

助成金等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人とっとりコミュニティ財団（以下「この法人」という。）の行う助成等事業の実施に関して必要な事項を定める。

(助成の対象)

第2条 この法人は、以下の事業につき、別に定める要綱等に基づき助成等を行うものとする。

- (1) 地域活動を行う諸主体に対する助成等事業（定款第4条2号及び4号）
- (2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業として理事会が認めた事業（定款第4条9号）

(申請)

第3条 助成を受けようとする者は、別に定める要綱等に基づき、申請しなければならない。ただし、緊急に必要なが生じた場合には、この限りではない

(選考)

第4条 前条の助成の申請があったときは、別に定める選考委員会において選考の上、代表理事が助成を決定するものとする。

(助成金等の支給の条件)

第5条 この法人は、助成を決定する場合において、助成目的を達成するため必要があると認めるときは、助成の決定に条件を付することができる。

2 前項の規定により付する条件は、公正なものでなければならず、必要な限度を超えて助成の決定をする者に不当に干渉するようなものであってはならない。

(助成の決定をしないことができる場合)

第6条 前条の規定にかかわらず、この法人は申請者が次のいずれかに該当する場合は、助成の決定をしないことができる。

- (1) 暴力団又は暴力団員
- (2) 暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの
- (3) その他理事会が認めたとき

(理事会の報告)

第7条 代表理事は、助成の決定をした場合には、直近の理事会に報告しなければならない。

(結果の通知)

第8条 この法人は、選考終了後は、結果を申請者に対して通知する。

(申請の取下)

第9条 前条の規定による通知を受けた者は、助成決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から起算して20日以内に限り、申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る助成決定は、なかったものとみなす。

(支給)

第10条 この法人は、助成が決定した者に対して、別に定める要綱等に基づき、助成金等を支給する。

(変更)

第11条 助成を受けた者は、次のいずれかに該当した場合は、速やかにその旨をこの法人に申し出なければならない。

(1) 助成事業を中止又は完遂する見込みがなくなった場合

(2) 助成事業の内容を変更する場合（別に定める要綱等の定めにより、申出を要しない内容の変更の場合を除く）

(3) 名称、住所その他重要な事項に変更があった場合

(助成の取消)

第12条 この法人は、助成を受けた者が正当な理由なく次のいずれかに該当したときは、支給を決定した助成金等の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成事業を実施せず、実施する意思が認められないとき

(2) 提出した書類や説明等に虚偽があったとき

(3) 助成金を目的以外に消費したとき

(4) 次条に定める報告を怠った場合

(5) その他理事会が認めたとき

(実績報告)

第13条 助成を受けた者は、別に定める要綱等に基づき、助成事業の実績等について、この法人に報告をしなければならない。

(助成金等の額の確定)

第14条 この法人は、前条の規定による報告を受けたときは、提出された書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、対象事業が決定内容等に従って遂行されていると認めたときは、支給すべき助成金等の額を確定し、助成を受けた者に通知するものとする。

(概算払)

第15条 この法人は、概算払により助成金等の支払をするときは、あらかじめその旨を助成を決定した者に通知するものとする。

(助成金等の返還)

第16条 この法人は、第12条の規定により助成を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に助成金等を支払っているときは、期限を定めて、その部分について支払った額の返還を請求するものとする。

2 この法人は、第14条の規定により支給額の確定通知を行った場合において、当該支給額の確定通知に係る額を超える助成金等を既に支払っているときは、期限を定めて、その超える額の返還を請求するものとする。

(財産の管理)

第17条 助成を受けた者は、助成事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、助成目的に従って、適正に管理しなければならない。

(書類の保存)

第18条 助成を受けた者は、次に掲げる事項を記載した書類及びその内容を証する書類を整備し、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間、これらを保存しておかなければならない。

(1) 助成金等の出納の状況

(2) 対象事業の遂行の状況

(3) 対象事業に係る収入及び支出の状況

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、助成等事業の実施に関し必要な事項は、代表理事が定める。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2025年5月9日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2025年5月23日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2025年12月1日より施行する。